

平成27年11月2日

答申第625号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、現金を盗んで平成26年3月26日に懲戒処分となったNHK職員の上司の処分状況について開示の求めがあった。

NHKは、文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱い
は妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月2日（第227回審議委員会）

第639号諮問、審議、答申